



熊本県公報

第11764号

平成20年12月12日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○障害者自立支援法に基づく事業者の指定事項の廃止……………	(障害者支援総室)	1
○生活保護法の規定による指定介護機関の指定……………	(社会福祉課)	2
○熊本県少年保護育成条例に基づく優良興行の推奨……………	(交通・くらし安全課)	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永 住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例による ものとされた生活保護法の規定による施術者の指定……………	(社会福祉課)	4
○昭和60年6月24日熊本県告示第520号の2の廃止……………	(水環境課)	4
○熊本県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付要項の一部を改 正する要項……………	(少子化対策課)	4
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定事項の変更……………	(障害者支援総室)	5
○指定居宅介護支援事業所の指定……………	(高齢者支援総室)	5
○保安林の指定の解除の予定……………	(森林保全課)	5
○道路の区域変更……………	(道路保全課)	5
○道路の区域変更……………	(〃)	6
○道路の供用開始……………	(〃)	6
○道路の供用開始……………	(〃)	7
○道路の供用開始……………	(〃)	7
公 告		
○大気環境測定車の調達に係る一般競争入札後の落札者決定……………	(管理調達課)	8
○換地計画の決定……………	(農村整備課)	8
○都市計画法第36条第3項の規定に基づく開発行為工事完了 公告……………	(建築課)	8
○八代都市計画道路の変更に伴う都市計画案の縦覧……………	(都市計画課)	9
○八代都市計画道路の変更に伴う都市計画案の縦覧……………	(〃)	9
○山鹿都市計画道路の変更に伴う都市計画案の縦覧……………	(〃)	10
○山鹿都市計画道路の変更に伴う都市計画案の縦覧……………	(〃)	10
登 載 依 頼		
○熊本県個人情報保護制度審議会を開催……………	(私学文書課)	11
○政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表……………	(選挙管理委員会)	11
○政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表……………	(〃)	11
○政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表……………	(〃)	13
○政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表……………	(〃)	13
○政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表……………	(〃)	14
○政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表……………	(〃)	14
○熊本県民総合運動公園陸上競技場におけるネーミングライ ツ・パートナー募集……………	(体育保健課)	15
○熊本県民総合運動公園屋内運動広場におけるネーミングラ イツ・パートナー募集……………	(〃)	16
○熊本県立総合体育館におけるネーミングライツ・パートナ ー募集……………	(〃)	18
○藤崎台県営野球場におけるネーミングライツ・パートナ ー募集……………	(〃)	19
正 誤		
○平成20年8月15日熊本県教育委員会規則第18号(指導力不 足教員等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則)中……………	(義務教育課)	21
○平成20年8月1日熊本県告示第706号(熊本県中小企業高 度化資金貸付要項の一部を改正する要項)中……………	(経営金融課)	21

告 示

熊本県告示第1077号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定により次の指定
障害者福祉サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示

する。
平成20年12月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
りんどう荘福祉サービスセンター 阿蘇郡南小国町赤馬場3388-1	社会福祉法人 南小国町社会福祉協議会 阿蘇郡南小国町赤馬場3388-1 河津 修司	平成20年9月30日	4311300018	居宅介護、重度訪問介護

熊本県告示第1078号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成20年12月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
菊香園ホームヘルパーセンター 合志市御代志718番地4	社会福祉法人山紫会 合志市御代志718番地4	平成18年4月1日
ヘルパーステーション愛生会 人吉市五日町53番地1	医療法人愛生会 人吉市二日町22番地	平成18年4月1日
有限会社あいだ介護センター 人吉市西間上町842番地1	有限会社あいだ介護センター 人吉市西間上町842番地1	平成18年4月1日
龍生園訪問介護事業所 人吉市下原田町1057番地9	社会福祉法人天雲会 人吉市下原田町1057番地9	平成18年4月1日
ヘルパーステーションすずらん 人吉市願成寺町482番地2	有限会社介護生活研究所 人吉市願成寺町482番地2	平成18年4月1日
水上村訪問介護事業所 球磨郡水上村岩野2678番地	社会福祉法人水上村社会福祉協議会 球磨郡水上村岩野2678番地	平成18年4月1日
J A くま 指定訪問介護事業所 球磨郡錦町一武2665番地3	球磨地域農業協同組合 球磨郡錦町一武2657番地4	平成18年4月1日
錦町訪問介護事業所 球磨郡錦町一武1587番地錦町総合福祉センター	社会福祉法人錦町社会福祉協議会 球磨郡錦町一武1587番地錦町総合福祉センター	平成18年4月1日
鐘ヶ丘訪問介護センター 球磨郡あさぎり町上西835番地	社会福祉法人共成舎 球磨郡あさぎり町上西835番地	平成18年4月1日

(介護予防訪問入浴介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
菊香園訪問入浴センター 合志市御代志718番地4	社会福祉法人山紫会 合志市御代志718番地4	平成18年4月1日
聖心園 人吉市寺町9番地5	社会福祉法人仁和会 人吉市寺町9番地5	平成18年4月1日

(介護予防訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問看護ステーション愛生会 人吉市下城本町1774番地3	医療法人愛生会 人吉市二日町22番地	平成18年4月1日
球磨郡医師会老人訪問看護ステーション 球磨郡多良木町多良木3051番地	社団法人球磨郡医師会 球磨郡多良木町多良木3051番地	平成18年4月1日
人吉市医師会訪問看護ステーション 人吉市南泉田町72番地2	社団法人人吉市医師会 人吉市南泉田町72番地2	平成18年4月1日

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
菊香園デイサービスセンター 合志市御代志718番地4	社会福祉法人山紫会 合志市御代志718番地4	平成18年4月1日
通所介護事業所デイサービスセンターあいせい 人吉市下城本町1519番地2	社会福祉法人寿栄会 人吉市下城本町1519番地2	平成18年4月1日
デイサービスセンター龍生園通所介護事業所 人吉市下原田町1057番地9	社会福祉法人天雲会 人吉市下原田町1057番地9	平成18年4月1日
デイサービスセンターいずみ 人吉市南泉田町70番地3	有限会社リバティライフ 人吉市南泉田町70番地3	平成18年4月1日
水上村デイサービスセンター桜寿苑 球磨郡水上村湯山1488番地	社会福祉法人水上村社会福祉協議会 球磨郡水上村岩野2678番地	平成18年4月1日
泰星苑 球磨郡あさぎり町上南1295番地	社会福祉法人共成舎 球磨郡あさぎり町上西835番地	平成18年4月1日

(介護予防通所リハビリテーション)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイケアセンター愛生 人吉市南泉田町89番地	医療法人愛生会 人吉市二日町22番地	平成18年4月1日
山江老人保健施設 球磨郡山江村山田1705番地	医療法人木鶏会 球磨郡山江村山田1705番地	平成18年4月1日

(介護予防短期入所生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
菊香園ショートステイ 合志市御代志718番地4	社会福祉法人山紫会 合志市御代志718番地4	平成18年4月1日
ショートステイ愛生 人吉市南泉田町89番地	医療法人愛生会 人吉市二日町22番地	平成18年4月1日
龍生園短期入所生活介護事業所 人吉市下原田町1057番地9	社会福祉法人天雲会 人吉市下原田町1057番地9	平成18年4月1日
聖心園 人吉市寺町9番地5	社会福祉法人仁和会 人吉市寺町9番地5	平成18年4月1日

鐘ヶ丘ホーム 球磨郡あさぎり町上西835番地	社会福祉法人共成舎 球磨郡あさぎり町上西835番地	平成18年4月1日
---------------------------	------------------------------	-----------

(介護予防短期入所療養介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
山江老人保健施設 球磨郡山江村山田1705番地	医療法人木鶏会 球磨郡山江村山田1705番地	平成18年4月1日

(介護予防認知症対応型共同生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
グループホーム愛生 人吉市二日町22番地	医療法人愛生会 人吉市二日町22番地	平成18年4月1日
グループホーム聖心園 人吉市南町8番池1	社会福祉法人仁和会 人吉市寺町9番地5	平成18年4月1日

熊本県告示第1079号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第5条第1項の規定により少年に優良な興行として平成20年12月2日次のように推奨したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年12月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	推 奨 理 由
推奨映画	私は貝になりたい（東宝）	少年を健全に育成するうえに有益である。

熊本県告示第1080号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により、施術者を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成20年12月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(施術者〔柔道整復〕)

施術所名称	施術者	施術所所在地	指定年月日
甲斐整骨院	甲斐 誠司	合志市栄2127番地141	平成20年11月25日

熊本県告示第1081号

昭和60年6月24日熊本県告示第520号の2（水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例第2条第2項第1号の規定による知事が定める数）は、廃止する。

平成20年12月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第1082号

熊本県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成20年12月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付要項の一部を改正する要項
 熊本県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付要項（平成4年熊本県告示第261号の14）
 の一部を次のように改正する。
 別記第2号様式中「平成」を削る。
 別記第3号様式中「昭和」及び「平成」を削る。
 別記第4号様式、別記第5号様式、別記第7号様式その1から別記第9号様式その2ま
 で及び別記第11号様式から別記第18号様式までの規定中「平成」を削る。
 別記第19号様式中「昭和」及び「平成」を削る。
 別記第20号様式から別記第26号様式その1まで及び別記第27号様式から別記第4
 8号様式その2までの規定中「平成」を削る。

附 則

この要項は、平成20年12月12日から施行する。

熊本県告示第1083号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により次の指定
 障害福祉サービス事業者から変更の届出があったので、同法第51条の規定により公示す
 る。

平成20年12月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称、事業所 の名称及び事業の種類	変更があった 事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
医療法人社団 友志会 ジャンプつばさ 自立訓練（生活訓練） ・就労移行支援	事業所の住所	熊本市画図町重 富529-1	熊本市健軍三丁 目23-1 2 階	平成20年 12月1日

熊本県告示第1084号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援
 事業所を次のとおり指定した。

平成20年12月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ケアプランセンターふくだ 熊本市西梶尾町808番地8	株式会社エムケア	平成20年12月10 日

熊本県告示第1085号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を解除予定保安林
 にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成20年12月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 解除予定保安林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字告字楠ノ平1855番2・18
56番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1856番4、1856番
5、1856番6
- 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 解除の理由 河川管理施設用地とするため
 （「次の図」は、省略し、その図面を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県芦北地域
 振興局並びに芦北町役場に据え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1086号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路
 の区域を変更する。

その関係図面は、平成20年12月12日から60日間、熊本県土木部道路保全課にお
 いて一般の縦覧に供する。

平成20年12月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	横野矢部線	上益城郡山都町葛原字開田 787番地先から 同町葛原字田ノ平 677番1地先まで	前	4.0 ～ 30.5	32.6	単道改
			後	4.0 ～ 26.8		

2 区域を変更する期日 平成20年12月12日

熊本県告示第1087号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成20年12月12日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年12月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	266号	天草市河浦町白木河内字土瀬戸 859番1地先から 同所 859番1地先まで	前	24.0 ～ 31.0	25.5	災補道
			後	28.0 ～ 59.0		
主要地方道	本渡牛深線	天草市新和町中田字後大坪 1番1地先から 同町宮野河内字東友 1番1地先まで	前	5.7 ～ 6.0	134.0	単防災 (自)
			後	11.0 ～ 13.9		
一般県道	都呂呂宮地岳線	天草市栢宇土町字仁田尾 920番1地先から 同市栢宇土町字下仁谷野 932番1地先まで	前	4.0 ～ 12.4	193.0	単防災 (自)
			後	6.0 ～ 19.1		

2 区域を変更する期日 平成20年12月12日

熊本県告示第1088号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成20年12月12日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年12月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
-------	-----	-----------	--------------	----

主要地方道	菊池鹿北線	山鹿市鹿北町岩野字板曲 1319番1地先から 同所 1324番1地先まで	217.5	単防災
一般県道	和仁山鹿線	山鹿市平山字後岳 1775番1地先から 同所 1805番1地先まで	160.0	単防災
	鹿本松尾線	山鹿市菊鹿町木野字宮の上 2922番2地先から 同町松尾字早田 69番地先まで	807.0	緊道整 B交安
	津留鹿本線	山鹿市鹿本町御宇田 2055番1地先から 同所 465番1地先まで	125.0	単道改
	原植木線	鹿本郡植木町大字岩野字八久保 2421番4地先から 同町大字有泉字小畑 649番1地先まで	56.9	単県側 溝

2 供用を開始する期日 平成20年12月12日

熊本県告示第1089号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成20年12月12日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年12月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	横野矢部線	上益城郡山都町葛原字開田 787番地先から 同町葛原字徳佛 445番1地先まで	74.0	単道改
		上益城郡山都町葛原字徳佛 465番1地先から 同町葛原字宮ノ下 397番1地先まで	150.7	

2 供用を開始する期日 平成20年12月12日

熊本県告示第1090号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成20年12月12日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年12月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考

主要地方道	玉名立花線	玉名市玉名字御琴 1151番地先から 同所 1176番地先まで	160.0	緊道整 B
-------	-------	--	-------	----------

2 供用を開始する期日 平成20年12月12日

公 告

熊本県公告第823号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年12月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
大気環境測定車 1台
（車両及び測定装置を含む。）
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課契約班
熊本市水前寺六丁目18番1号
- 落札者を決定した日
平成20年10月30日
- 落札者の氏名及び住所
株式会社 ミカド科学産業 代表取締役 北御門 明
熊本市帯山一丁目44番53号
- 落札金額
31,857,000円（うち消費税及び地方消費税の額1,517,000円）
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成20年9月19日

熊本県公告第824号

県営楠浦地区（上ノ原工区）土地改良事業施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。
利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成20年12月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧の期間 平成20年12月15日から
平成21年1月20日まで
- 縦覧の場所 天草市役所
- 縦覧に供する書類の名称
（1）換地設計書
（2）各筆換地等明細書
（3）清算金明細書
（4）換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第825号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成20年12月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字木山字上辻712番5及び同712番4の一部
2269.80平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
株式会社デイリーヤマザキ

熊本県公告第826号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、八代市の住民及び利害関係人は、期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成20年12月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類
八代都市計画道路 3・3・9号 国道3号線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
八代市大字川田西字前田、字久木原、大字東片町字岩崎、字岡神、字前田、大字上片町字高取、字辺田の前、大字宮地町字乙丸、字二反田、字五反田、字源八、字石原、大字西宮町字高丸、字階下、字小寺、字西階下、大字上日置町字八幡、大字福正町字久保神原、大字福正元町、大字萩原町一丁目、大字旭中央通、大字黄金町、大字古麓町字天神原、大字弥生町、大字夕葉町、大字錦町、大字麦島西町、大字麦島東町、大字高下西町、大字河原、字八立、字権田、字南権田、字荒人、字草場、字溝、字卯の木、大字本野町字釜田代、字西正坊、字西草場、字中正坊、字西道善寺、字東正坊、字道善寺、字中草場、大字豊原下町字下堀切、大字平山新町字中道、字六拾石、字江前、字平山の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
熊本県土木部都市計画課、熊本県八代地域振興局土木部企画調査景観課、八代市建設部都市計画課
- 4 縦覧期間
平成20年12月12日から平成20年12月26日まで

熊本県公告第827号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、八代市の住民及び利害関係人は、期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成20年12月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類
八代都市計画道路 3・2・1号 八代臨港線
八代都市計画道路 3・4・2号 西幹線
八代都市計画道路 3・3・3号 北部幹線
八代都市計画道路 3・4・4号 中央線
八代都市計画道路 3・4・6号 麦島線
八代都市計画道路 3・5・7号 萩原出町線
八代都市計画道路 3・4・8号 八代港線
八代都市計画道路 3・3・10号 八代駅前線
八代都市計画道路 3・3・12号 沖新開線
八代都市計画道路 3・4・15号 八の字線
八代都市計画道路 3・4・17号 大坪線
八代都市計画道路 3・4・18号 三楽古閑中線
八代都市計画道路 3・4・19号 新地築添線
八代都市計画道路 3・4・20号 リバーサイド線
八代都市計画道路 3・4・22号 スポーツセンター線
八代都市計画道路 3・4・23号 レインボープロムナード線
八代都市計画道路 3・4・24号 南部幹線
八代都市計画道路 3・4・25号 古閑浜古閑下線
八代都市計画道路 3・4・26号 古閑中1号線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
八代市大字東片町字岡神、大字上片町字下の森、字中の森、大字中片町字笥渡、字元水町、大字西片町字水町、字稲村、字園田、字餅田、字小路口、大字長田町字石原、字正羽、字鐘桜堂、字明神免、大字竹原町字前田、字西竹、大字大村町字溝口、字中町、字立原、字聖神、大字成寺、字明成寺、字菰池、字前田、字阿弥陀堂、字上野町字上野、字浦須和、字芝口、古閑上字横手町字源代、字明成寺、字菰池、字操の内、字新開、大字田中西町字新地、大字横手新町、大字田中東町、大字永碓町、字永碓、字新地、字塩屋割、字長割、字八反河原、大字沖町字五番割、字六番割、大字郡築五番割、大字西松江城町、大字松江城町、大字本町三丁目、大字迎町二丁目、大字千

反町二丁目、大字植柳上町字渡守、字前川原、字東河原、字鳥井前、大字高下西町字荒、
 人、大字北ノ丸町、字新地、字船免、字芭蕉、字江冬、字前、字東河原、字鳥井前、大字高下西町字荒、
 大字古閑中町字新地、字源田、大字本町一丁目、字権限、字旭中央通、大字花園町、大字建馬町、七
 大字松江本町、大字迎町一丁目、大字千反町一丁目、大字中北町字中牟田、字北牟田、大字葎草町、
 大字麦島西町、大字塩屋、字下新開、字川端、字塘新開、大字旭中央通、大字八幡町、大字高島町、
 塩屋、字塩屋、字下新開、字川端、字塘新開、大字旭中央通、大字八幡町、大字高島町、
 原町二丁目、大字清水町、大字大手町一丁目、大字塩屋町、大字港町、大字萩原町一丁目、大字高島町、
 大字袋町、大字新町、大字出町、大字新浜郡、築穴亀、字塩竈、字東碓江、大字松崎町、
 番割、字八番割、字奈久大坪町、字釘崎、字黄金町、大字弥生町、大字錦町、大字夕葉町、
 水源、字八日、字高小原町、字新地、大字黄金町、大字弥生町、大字錦町、大字夕葉町、
 字八反河原、大字蛇籠町、大字植柳新町一丁目、大字植柳下町、字蛇籠、字西新谷、字新谷、
 大字緑町、大字蛇籠町、大字植柳新町一丁目、大字植柳下町、字蛇籠、字西新谷、字新谷、
 大字山本、字新田、字本田、字中割、大字大福寺町、字大江端、字南割、大字揚町、字二反割、
 字高子原割、字塩屋割、字種山割、大字平山新町、字北割、字西割、字東割、字南割、大
 字敷川内町、字上割、大字古閑浜町、字西割の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所

熊本県土木部都市計画課、熊本県八代地域振興局土木部企画調査景観課、八代市建設部都市計画課

4 縦覧期間

平成20年12月12日から平成20年12月26日まで

熊本県公告第828号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、山鹿市の住民及び利害関係人は、期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成20年12月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 都市計画の種類

山鹿都市計画道路 3・5・2号 山鹿来民線
山鹿都市計画道路 3・4・3号 大橋八幡線

2 都市計画の変更に係る土地の区域

山鹿市山鹿字泉田、字西九日町、字西中町、字東九日町、字温泉、字堀明、字花見坂、
字花塚、字中道、字桜町、字亀ノ甲、字西惣門、字宥明堂、中字車地、字平畑、字樽の
迫、鹿校通り一丁目、鹿校通り二丁目、鹿校通り三丁目、昭和町、熊入字大坪、字六反
田、字西田、石字永田、字辺田、大橋通、中央通、新町、の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所

熊本県土木部都市計画課、熊本県鹿本地域振興局土木部企画調査課、山鹿市建設部都
市計画課

4 縦覧期間

平成20年12月12日から平成20年12月26日まで

熊本県公告第829号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、山鹿市の住民及び利害関係人は、期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成20年12月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 都市計画の種類

山鹿都市計画道路 3・5・1号 中央通志々岐線
山鹿都市計画道路 3・6・4号 山鹿駅前熊入線
山鹿都市計画道路 3・5・5号 宥明堂中村線
山鹿都市計画道路 3・6・6号 宗方駅通線

2 都市計画の変更に係る土地の区域

山鹿市山鹿字前田、字大宮通、字竹屋町、字花見坂、字温泉、字堀明、字豊前川、字
西惣門、字東惣門、字本村、字宥明堂、字桑坂、字緑町、字松坂、字皆本、字永田、字
黒田、字亀ノ甲、字中道、字市目、字村ノ上、昭和町、中央通、大橋通、宗方通、新町、
志々岐字下津留、字前田、字津留田、字古閑丸、字島の本、字梁切、下吉田字溝添、熊

- 入字竹ノ下、字西田、字辺田、石字辺田の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
熊本県土木部都市計画課、熊本県鹿本地域振興局土木部企画調査課、山鹿市建設部都市計画課
- 4 縦覧期間
平成20年12月12日から平成20年12月26日まで

登載依頼

熊本県個人情報保護制度審議会公告第1号

熊本県個人情報保護制度審議会の会議を次のとおり開催します。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。
平成20年12月12日

熊本県個人情報保護制度審議会
会長 富永清美

- 1 日時
平成20年12月19日（金）
午前9時30分～正午
- 2 会場
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟新館2階AV会議室
- 3 審議内容
 - (1) 教員免許管理システムについて（熊本県個人情報保護条例第9条第2項第2号のオンライン結合により個人情報の提供を例外的に行う事項）
 - (2) 議案書添付資料記載による県職員氏名の外部公表について（熊本県個人情報保護条例第8条第2項第9号の例外的に個人情報を目的外提供する事項）
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、当該会議の会場前において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問合せ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県個人情報保護制度審議会事務局（熊本県総務部私学文書課県政情報室）
（電話096-333-2068）

熊本県選挙管理委員会告示第114号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表する。
平成20年12月12日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩尾映二

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	住所
篤姫に勝るゆみ子会	原 幸朝	松本 隆嗣	玉名市岱明町野口2077-2
小西涼司後援会	小西 等	小西 勇人	上天草市松島町合津5891-1
志水・松永後援会	志水 啓也	松永 壽昭	下益城郡城南町鱈瀬2923
永田けん後援会	永田 健	永田 貴美代	山鹿市鹿北町多久1642
ながみね興也後援会	長嶺 興也	瀧下 国昭	下益城郡美里町堅志田74
府内隆博後援会	府内 伝	府内 勝興	菊池郡大津町平川212
丸山やすあき後援会	竹下 一矢	丸山 真琴	山鹿市鹿央町合里2192-1

熊本県選挙管理委員会告示第115号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表する。
平成20年12月12日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩尾映二

政党の支部

政治団体の名称	異動事項	内容	
		新	旧
自由民主党産山村支部	主たる事務所の所在地	阿蘇郡産山村産山614	阿蘇郡産山村大利71
	代表者	井 国光	井山 国一
	会計責任者	高橋 頌慈	甲斐 政徳
自由民主党熊本県参議院選挙区第四支部	国会議員関係政治団体の区分 (公職の種類)	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 参議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体
	国会議員関係政治団体の区分 (公職の種類)	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体
自由民主党熊本県第一選挙区支部	主たる事務所の所在地	熊本市健軍1丁目37-6	熊本市江津2丁目29-25
自由民主党熊本県第五選挙区支部	国会議員関係政治団体の区分 (公職の種類)	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体
	国会議員関係政治団体の区分 (公職の種類)	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体
日本共産党宇城委員会	主たる事務所の所在地	宇土市築籠町177-7	宇土市三拾町186-1
民主党熊本県参議院選挙区第2総支部	国会議員関係政治団体の区分 (公職の種類)	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 参議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体
	国会議員関係政治団体の区分 (公職の種類)	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体
民主党熊本県第5区総支部	主たる事務所の所在地	菊池郡菊陽町久保田2818-7	菊池郡菊陽町津久礼2275-5
民主党熊本県第3区総支部	国会議員関係政治団体の区分 (公職の種類)	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体
	国会議員関係政治団体の区分 (公職の種類)	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体
民主党熊本県第2区総支部	国会議員関係政治団体の区分 (公職の種類)	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体
民主党熊本県第4区総支部	国会議員関係政治団体の区分 (公職の種類)	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 参議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体

その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	内容	
		新	旧
いせりせいご後援会	代表者	中川 實	種子野 久光
	会計責任者	井芹 昭次	橋本 保徳
五木の今と未来を創る会	代表者	豊永 増實	犬童 雅之
	会計責任者	谷口 公一	中村 和典
甲斐利幸後援会	主たる事務所の所在地	上益城郡山都町浜町172-1	上益城郡山都町御所432-1
金子やすし後援会	国会議員関係政治団体の区分 (公職の候補者の氏名 及び公職の種類)	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 金子 恭之 衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体
	国会議員関係政治団体の区分 (公職の候補者の氏名 及び公職の種類)	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 金子 恭之 衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体
かねせ哲治後援会	政治団体の名称	かねせ哲治後援会	兼瀬哲治後援会
	主たる事務所の所在地	上益城郡山都町城平43番地	上益城郡山都町大平490番地
	代表者	平川 竜	馬原 統
木村仁後援会	会計責任者	高橋 信博	兼瀬 洋一
	国会議員関係政治団体の区分 (公職の種類) (公職の候補者の氏名 及び公職の種類)	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員政治団体 参議院議員 木村 仁 参議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体
熊本県知的障がい者施設協会政治連盟	政治団体の名称	熊本県知的障がい者施設協会政治連盟	熊本県知的障害者施設協会政治連盟
熊本に夢の会	主たる事務所の所在地	熊本市桜町1丁目28桜町センタービル406号	熊本市長嶺東2丁目40-16

政治団体の名称	異動事項	内容	
		新	旧
ごとう英友後援会	主たる事務所の所在地 国会議員関係政治団体の区分 (公職の種類) 公職の候補者の氏名 及び公職の種類	菊池郡菊陽町久保田2818-7 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員政治団体 衆議院議員 後藤 英友 衆議院議員	菊池郡菊陽町津久礼2275-5 国会議員関係政治団体以外の政治団体
玉名市医師連盟	代表者 会計責任者	河野 秀親 大林 純	前田 利為 古庄 精一
林田たけし後援会	国会議員関係政治団体の区分 (公職の種類) 公職の候補者の氏名 及び公職の種類	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員政治団体 衆議院議員 林田 彪 衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体
ふくしま健一郎後援会	国会議員関係政治団体の区分 (公職の種類) 公職の候補者の氏名 及び公職の種類	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員政治団体 衆議院議員 福嶋 健一郎 衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体
松野信夫後援会	国会議員関係政治団体の区分 (公職の種類) 公職の候補者の氏名 及び公職の種類	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員政治団体 参議院議員 松野 信夫 参議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体
三浦一水後援会一水会	国会議員関係政治団体の区分 (公職の種類) 公職の候補者の氏名 及び公職の種類	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員政治団体 衆議院議員 三浦 一水 衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体

熊本県選挙管理委員会告示第116号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成20年12月12日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

その他の政治団体

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	解散した年月日
熊本県水落敏栄後援会	熊本市紺屋町2丁目8-1	平成20年11月7日
三弘会（古閑三博後援会）	山鹿市菊鹿町松尾43-2	平成20年11月20日
中央町政治研究会	熊本市八王子町815東南ビル7階	平成15年12月31日
ふじい修一後援会	鹿本郡植木町一木670-12	平成20年10月6日

熊本県選挙管理委員会告示第117号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の指定の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成20年12月12日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

その他の政治団体

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
長嶺 興也	町村長	ながみね興也後援会	下益城郡美里町堅志田74	長嶺 興也

熊本県選挙管理委員会告示第118号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成20年12月12日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

その他の政治団体

資金管理団体の届出事項の異動届を提出した者	公職の種類	資金管理団体の名称	異 動 事 項	内 容	
				新	旧
木村 仁	参議院議員	木村仁後援会	国会議員関係政治団体の区分 (公職の種類) 公職の候補者の氏名 及び公職の種類	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員政治団体 参議院議員 木村 仁 参議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体
蒲島 郁夫	知事	熊本に夢の会	主たる事務所の所在地	熊本市桜町1丁目28番桜町センタービル406号	熊本市長嶺東2丁目40-16
後藤 英友	衆議院議員	ごとう英友後援会	主たる事務所の所在地 国会議員関係政治団体の区分 (公職の種類) 公職の候補者の氏名 及び公職の種類	菊池郡菊陽町久保田2818-7 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員政治団体 衆議院議員 後藤 英友 衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体
林田 彪	衆議院議員	林田たけし後援会	国会議員関係政治団体の区分 (公職の種類) 公職の候補者の氏名 及び公職の種類	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員政治団体 衆議院議員 林田 彪 衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体
福嶋 健一郎	衆議院議員	ふくしま健一郎後援会	国会議員関係政治団体の区分 (公職の種類) 公職の候補者の氏名 及び公職の種類	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員政治団体 衆議院議員 福嶋 健一郎 衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体
松野 信夫	参議院議員	松野信夫後援会	国会議員関係政治団体の区分 (公職の種類) 公職の候補者の氏名 及び公職の種類	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員政治団体 参議院議員 松野 信夫 参議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体
三浦 一水	衆議院議員	三浦一水後援会一水会	国会議員関係政治団体の区分 (公職の種類) 公職の候補者の氏名 及び公職の種類	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員政治団体 衆議院議員 三浦 一水 衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体

熊本県選挙管理委員会告示第119号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の取消の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成20年12月12日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

その他の政治団体

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
古閑 三博	県議	三弘会（古閑三博後援会）	山鹿市菊鹿町松尾43-2	古閑 三博
長嶺 興也	町村長	中央町政治研究会	熊本市八王子町815東南ビル7階	長嶺 興也

熊本県教育委員会公告第19号

熊本県民総合運動公園陸上競技場におけるネーミングライツ・パートナーについて、次のとおり募集する。

平成20年12月12日

熊本県教育委員会委員長 中原 盛 敏

1 募集目的

熊本県では、民間事業者との協働の下に、県有施設を有効に活用し、新たな歳入の確保と施設のサービスの維持・向上（新たな事業の創出や施設の維持管理費の確保等）を図ることを目的として、県有施設の命名権者（以下、「ネーミングライツ・パートナー」という。）を以下のとおり募集する。

2 対象施設

- (1) 施設名称 熊本県民総合運動公園 陸上競技場（現愛称 K K W I N G）
- (2) 所在地 熊本市平山町2776番地

3 募集概要

(1) 命名権の対象

「熊本県民総合運動公園陸上競技場」の愛称
なお、施設内の補助競技場、投てき場等の個別施設の愛称の命名を希望する場合は、申込書において記載すること。

(2) 命名条件

- ア 県民が親しみやすい愛称で、施設の設置目的をイメージできるものとする。
- イ 利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更はできないものとする。
- ウ 愛称の使用開始から一定の期間（1年間程度）は、条例上の施設名称をカッコ書きにして愛称に併記する場合がある。

(3) 契約期間

3年間を希望
※ただし、3年以上の契約期間を希望する場合も申込は可能で、提案のあった契約期間や命名権料をはじめとする各審査項目を総合的に勘案し、ネーミングライツ・パートナーを決定する。

(4) 命名権料

1年間当たり30,000千円以上を希望（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
※ただし、30,000千円未満を希望する場合も申込は可能で、提案のあった契約期間や命名権料をはじめとする各審査項目を総合的に勘案し、ネーミングライツ・パートナーを決定する。

(5) 愛称の使用開始予定時期

平成21年4月1日から

(6) 名称変更に伴う費用の負担

区 分	県	ネーミングライツ・パートナー
敷地内外の看板表示の変更（施設看板や道路標識）※1		○ ※2
契約期間終了後の原状回復		○ ※2
パンフレット、封筒等の県の印刷物や県ホームページの表示変更	○	

※1 敷地内外、道路標識等の表示変更は、県や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行う。また、新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議する。

※2 命名権料の他に別途負担。
また、愛称のデザイン等に係る費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担とする。（使用希望の愛称のデザイン等が決まっている場合には、具体的に提案すること。）

(7) 命名権以外の特典

ネーミングライツ・パートナーには、命名権以外に以下の特典を付与する。なお、内容の詳細は、別途協議の上、決定する。

ア 施設の使用料を免除（ただし、1年間につき1日間に限り、使用申込は所定の手続きを必要とする。）

イ 県のホームページへの掲載（契約期間内に限る。）

ウ 県が指定する箇所への常設広告（契約期間内に限る。）

なお、プロ興業等による施設利用者から広告物の遮蔽の要請があった時等には、期間を定めて広告物を遮蔽することが出来るものとし、これに伴う県等からの補償は行わない。

(8) 応募資格

次の要件を満たす法人であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 熊本県から指名停止措置を受けていないこと。

ウ 法人の代表者等（非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者）が、「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除措置の対象者に該当しないこと。（申込書の提出後、熊本県警察本部に確認を行うことがある。）

エ 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。

- オ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全でないこと。
- 4 申込手続き
 (1) 提出書類
 申込に当たっては、以下の書類を県に提出すること。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。
 ア 熊本県民総合運動公園陸上競技場 ネーミングライツ・パートナー申込書
 イ 熊本県民総合運動公園陸上競技場 ネーミングライツ・パートナー申込に係る誓約書
 ウ 暴力団との関係についての申立書
 エ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
 オ 会社概要、申込の日の属する事業年度の前3事業年度における貸借対照表、収支決算書その他法人の財務状況を明らかにする書類及び事業報告書その他法人の業務の内容を明らかにする書類
 カ 登記事項証明書（商業登記簿謄本）
 キ 納税証明書
 (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 (イ) 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
 ク 地域貢献や文化・スポーツ等に対する支援の実績及び今後の計画
- (2) 申込期間
 平成20年12月3日（水）から平成21年1月16日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで。
 ※郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと。
 ※電子メール、ファクシミリでの提出は認めない。
- (3) 提出先
 熊本県教育庁体育保健課総務係（県庁新館6階）
 〒862-8609 熊本市水前寺六丁目18番1号
 電話 096-333-2709
- 5 募集要項の交付
 4の(3)に掲げる場所で、平成21年1月15日（木）までの日（熊本県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。
 また、県のホームページから入手すること。
- 6 問い合わせ先
 4の(3)に同じ。

熊本県教育委員会公告第20号

熊本県民総合運動公園屋内運動広場におけるネーミングライツ・パートナーについて、次のとおり募集する。
平成20年12月12日

熊本県教育委員会委員長 中原 盛 敏

- 1 募集目的
 熊本県では、民間事業者との協働の下に、県有施設を有効に活用し、新たな歳入の確保と施設のサービスの維持・向上（新たな事業の創出や施設の維持管理費の確保等）を図ることを目的として、県有施設の命名権者（以下、「ネーミングライツ・パートナー」という。）を以下のとおり募集する。
- 2 対象施設
 (1) 施設名称 熊本県民総合運動公園 屋内運動広場（現愛称 パークドーム熊本）
 (2) 所在地 熊本市平山町2972番地
- 3 募集概要
 (1) 命名権の対象
 「熊本県民総合運動公園屋内運動広場」の愛称
 なお、施設内の温水プール等の個別施設の愛称の命名を希望する場合は、申込書において記載すること。
 (2) 命名条件
 ア 県民が親しみやすい愛称で、施設の設置目的をイメージできるものとする。
 イ 利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更はできないものとする。
 ウ 愛称の使用開始から一定の期間（1年間程度）は、条例上の施設名称をカッコ書きにして愛称に併記する場合がある。
 (3) 契約期間
 3年間を希望
 ※ただし、3年以上の契約期間を希望する場合も申込は可能で、提案のあった契約期間や命名権料をはじめとする各審査項目を総合的に勘案し、ネーミングライツ・パートナーを決定する。
 (4) 命名権料

1年間当たり20,000千円以上を希望(消費税及び地方消費税相当額を含む。)
 ※ただし、20,000千円未満を希望する場合も申込は可能で、提案のあった契約期間や命名権料をはじめとする各審査項目を総合的に勘案し、ネーミングライツ・パートナーを決定する。

- (5) 愛称の使用開始予定時期
平成21年4月1日から
- (6) 名称変更に伴う費用の負担

区 分	県	ネーミングライツ・パートナー
敷地内外の看板表示の変更(施設看板や道路標識) ※1		○ ※2
契約期間終了後の原状回復		○ ※2
パンフレット、封筒等の県の印刷物や県ホームページの表示変更	○	

※1 敷地内外、道路標識等の表示変更は、県や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行う。また、新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議する。

※2 命名権料の他に別途負担。
 また、愛称のデザイン等に係る費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担とする。(使用希望の愛称のデザイン等が決まっている場合には、具体的に提案をすること。)

- (7) 命名権以外の特典
 ネーミングライツ・パートナーには、命名権以外に以下の特典を付与する。なお、内容の詳細は、別途協議の上、決定する。
 ア 施設の使用料を免除(ただし、1年間につき1日間に限り、使用申込は所定の手続きを必要とする。)
 イ 県のホームページへの掲載(契約期間内に限る。)
 ウ 県が指定する箇所への常設広告(契約期間内に限る。)
 なお、プロ興業等による施設利用者から広告物の遮蔽の要請があった時等には、期間を定めて広告物を遮蔽することが出来るものとし、これに伴う県等からの補償は行わない。
- (8) 応募資格
 次の要件を満たす法人であること。
 ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
 イ 熊本県から指名停止措置を受けていないこと。
 ウ 法人の代表者等(非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者)が、「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除措置の対象者に該当しないこと。(申込書の提出後、熊本県警察本部に確認を行うことがある。)
 エ 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
 オ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。
 また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全でないこと。

4 申込手続き

- (1) 提出書類
 申込に当たっては、以下の書類を県に提出すること。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。
 ア 熊本県民総合運動公園屋内運動広場 ネーミングライツ・パートナー申込書
 イ 熊本県民総合運動公園屋内運動広場 ネーミングライツ・パートナー申込に係る誓約書
 ウ 暴力団との関係についての申立書
 エ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
 オ 会社概要、申込の日の属する事業年度の前3事業年度における貸借対照表、収支決算書その他法人の財務状況を明らかにする書類及び事業報告書その他法人の業務の内容を明らかにする書類
 カ 登記事項証明書(商業登記簿謄本)
 キ 納税証明書
 (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 (イ) 熊本県の県税(同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税)について未納がないことの証明書
 ク 地域貢献や文化・スポーツ等に対する支援の実績及び今後の計画
- (2) 申込期間
 平成20年12月3日(水)から平成21年1月16日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで。
 ※郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと。
 ※電子メール、ファクシミリでの提出は認めない。
- (3) 提出先
 熊本県教育庁体育保健課総務係(県庁新館6階)

- 〒862-8609 熊本市水前寺六丁目18番1号
 電話 096-333-2709
- 5 募集要項の交付
 4の(3)に掲げる場所で、平成21年1月15日(木)までの日(熊本県の休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。
 また、県のホームページから入手すること。
 - 6 問い合わせ先
 4の(3)に同じ。

熊本県教育委員会公告第21号

熊本県立総合体育館におけるネーミングライツ・パートナーについて、次のとおり募集する。

平成20年12月12日

熊本県教育委員会委員長 中原 盛 敏

- 1 募集目的
 熊本県では、民間事業者との協働の下に、県有施設を有効に活用し、新たな歳入の確保と施設のサービスの維持・向上(新たな事業の創出や施設の維持管理費の確保等)を図ることを目的として、県有施設の命名権者(以下、「ネーミングライツ・パートナー」という。)を以下のとおり募集する。
- 2 対象施設
 (1) 施設名称 熊本県立総合体育館
 (2) 所在地 熊本市上熊本一丁目9番28号
- 3 募集概要
 (1) 命名権の対象
 「熊本県立総合体育館」の愛称
 なお、施設内の各体育室、温水プール等の個別施設の愛称の命名を希望する場合は、申込書において記載すること。
 (2) 命名条件
 ア 県民が親しみやすい愛称で、施設の設置目的をイメージできるものとする。
 イ 利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更はできないものとする。
 ウ 愛称の使用開始から一定の期間(1年間程度)は、条例上の施設名称をカッコ書きにして愛称に併記する場合がある。
 (3) 契約期間
 3年間を希望
 ※ただし、3年以上の契約期間を希望する場合も申込は可能で、提案のあった契約期間や命名権料をはじめとする各審査項目を総合的に勘案し、ネーミングライツ・パートナーを決定する。
 (4) 命名権料
 1年間当たり20,000千円以上を希望(消費税及び地方消費税相当額を含む。)
 ※ただし、20,000千円未満を希望する場合も申込は可能で、提案のあった契約期間や命名権料をはじめとする各審査項目を総合的に勘案し、ネーミングライツ・パートナーを決定する。
 (5) 愛称の使用開始予定時期
 平成21年4月1日から
 (6) 名称変更に伴う費用の負担

区 分	県	ネーミングライツ・パートナー
敷地内外の看板表示の変更(施設看板や道路標識)※1		○ ※2
契約期間終了後の原状回復		○ ※2
パンフレット、封筒等の県の印刷物や県ホームページの表示変更	○	

※1 敷地内外、道路標識等の表示変更は、県や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行う。また、新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議する。

※2 命名権料の他に別途負担。
 また、愛称のデザイン等に係る費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担とする。(使用希望の愛称のデザイン等が決まっている場合には、具体的に提案をすること。)

- (7) 命名権以外の特典
 ネーミングライツ・パートナーには、命名権以外に以下の特典を付与する。なお、内容の詳細は、別途協議の上、決定する。

ア 施設の使用料を免除(ただし、1年間につき5日間に限り、使用申込は所定の手続きを必要とする。)

イ 県のホームページへの掲載(契約期間内に限る。)

ウ 県が指定する箇所への常設広告(契約期間内に限る。)

なお、プロ興業等による施設利用者から広告物の遮蔽の要請があった時等には、期間を定めて広告物を遮蔽することが出来るものとし、これに伴う県等からの補

- 償は行わない。
- (8) 応募資格
次の要件を満たす法人であること。
ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
イ 熊本県から指名停止措置を受けていないこと。
ウ 法人の代表者等（非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者）が、「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除措置の対象者に該当しないこと。（申込書の提出後、熊本県警察本部に確認を行うことがある。）
エ 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
オ また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全でないこと。
- 4 申込手続き
(1) 提出書類
申込に当たっては、以下の書類を県に提出すること。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。
ア 熊本県立総合体育館 ネーミングライツ・パートナー申込書
イ 熊本県立総合体育館 ネーミングライツ・パートナー申込に係る誓約書
ウ 暴力団との関係についての申立書
エ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
オ 会社概要、申込の日の属する事業年度の前3事業年度における貸借対照表、収支決算書その他法人の財務状況を明らかにする書類及び事業報告書その他法人の業務の内容を明らかにする書類
カ 登記事項証明書（商業登記簿謄本）
キ 納税証明書
（ア） 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
（イ） 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
ク 地域貢献や文化・スポーツ等に対する支援の実績及び今後の計画
- (2) 申込期間
平成20年12月3日（水）から平成21年1月16日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで。
※郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと。
※電子メール、ファクシミリでの提出は認めない。
- (3) 提出先
熊本県教育庁体育保健課総務係（県庁新館6階）
〒862-8609 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2709
- 5 募集要項の交付
4の(3)に掲げる場所で、平成21年1月15日（木）までの日（熊本県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。
また、県のホームページから入手すること。
- 6 問い合わせ先
4の(3)に同じ。

熊本県教育委員会公告第22号

藤崎台県営野球場におけるネーミングライツ・パートナーについて、次のとおり募集する。

平成20年12月12日

熊本県教育委員会委員長 中原 盛 敏

- 1 募集目的
熊本県では、民間事業者との協働の下に、県有施設を有効に活用し、新たな歳入の確保と施設のサービスの維持・向上（新たな事業の創出や施設の維持管理費の確保等）を図ることを目的として、県有施設の命名権者（以下、「ネーミングライツ・パートナー」という。）を以下のとおり募集する。
- 2 対象施設
(1) 施設名称 藤崎台県営野球場
(2) 所在地 熊本市宮内4番1号
- 3 募集概要
(1) 命名権の対象
「藤崎台県営野球場」の愛称
(2) 命名条件
ア 県民が親しみやすい愛称で、施設の設置目的をイメージできるものとする。
イ 利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更はできないものとする。
ウ 藤崎台県営野球場は、熊本城内に位置し、長く県民に親しまれていることから、

愛称の中に、「藤崎台」の文字を使用すること。
 エ 愛称の使用開始から一定の期間（1年間程度）は、条例上の施設名称をカッコ書きにして愛称に併記する場合がある。

(3) 契約期間

3年間を希望

※ただし、3年以上の契約期間を希望する場合も申込は可能で、提案のあった契約期間や命名権料をはじめとする各審査項目を総合的に勘案し、ネーミングライツ・パートナーを決定する。

(4) 命名権料

1年間当たり10,000千円以上を希望（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ただし、10,000千円未満を希望する場合も申込は可能で、提案のあった契約期間や命名権料をはじめとする各審査項目を総合的に勘案し、ネーミングライツ・パートナーを決定する。

(5) 愛称の使用開始予定時期

平成21年4月1日から

(6) 名称変更に伴う費用の負担

区 分	県	ネーミングライツ・パートナー
敷地内外の看板表示の変更（施設看板や道路標識）※1		○ ※2
契約期間終了後の原状回復		○ ※2
パンフレット、封筒等の県の印刷物や県ホームページの表示変更	○	

※1 敷地内外、道路標識等の表示変更は、県や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行う。また、新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議する。

※2 命名権料の他に別途負担。

また、愛称のデザイン等に係る費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担とする。（使用希望の愛称のデザイン等が決まっている場合には、具体的に提案をすること。）

(7) 命名権以外の特典

ネーミングライツ・パートナーには、命名権以外に以下の特典を付与する。なお、内容の詳細は、別途協議の上、決定する。

ア 施設の使用料を免除（ただし、1年間につき2日間に限り、使用申込は所定の手続きを必要とする。）

イ 県のホームページへの掲載（契約期間内に限る。）

ウ 県が指定する箇所への常設広告（契約期間内に限る。）

なお、プロ興業等による施設利用者から広告物の遮蔽の要請があった時等には、期間を定めて広告物を遮蔽することが出来るものとし、これに伴う県等からの補償は行わない。

(8) 応募資格

次の要件を満たす法人であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 熊本県から指名停止措置を受けていないこと。

ウ 法人の代表者等（非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者）が、「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除措置の対象者に該当しないこと。（申込書の提出後、熊本県警察本部に確認を行うことがある。）

エ 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。

オ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全でないこと。

4 申込手続き

(1) 提出書類

申込に当たっては、以下の書類を県に提出すること。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求められることがある。

アイウ エ オ カ キ

ア 藤崎台県営野球場 ネーミングライツ・パートナー申込書

イ 藤崎台県営野球場 ネーミングライツ・パートナー申込に係る誓約書

ウ 暴力団との関係についての申立書

エ オ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

支 会社概要、申込の日の属する事業年度の前3事業年度における貸借対照表、収

業 決算書その他法人の財務状況を明らかにする書類及び事業報告書その他法人の

カ キ 業務内容を明らかにする書類

登記事項証明書（商業登記簿謄本）

（ア） 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書

（イ） 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者）にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書

- ク 地域貢献や文化・スポーツ等に対する支援の実績及び今後の計画
- (2) 申込期間
平成20年12月3日(水)から平成21年1月16日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで。
※郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと。
※電子メール、ファクシミリでの提出は認めない。
- (3) 提出先
熊本県教育庁体育保健課総務係(県庁新館6階)
〒862-8609 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2709
- 5 募集要項の交付
4の(3)に掲げる場所で、平成21年1月15日(木)までの日(熊本県の休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。
また、県のホームページから入手すること。
- 6 問い合わせ先
4の(3)に同じ。

正 誤

平成20年8月15日熊本県教育委員会規則第18号(指導力不足教員等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
22	54	第7条第1項中「報告」を「申請」に、「教員」を「教諭等」に、「指導力不足教員等」を「指導が不適切な教諭等」に改め、「第5条の規定により」の次に「指導改善」を加え、「判断」を「認定」に改め、同条第2項中「教員」を「教諭等」に改める。	第7条第1項中「報告」を「申請」に、「教員」を「教諭等」に、「指導力不足教員等」を「指導が不適切な教諭等」に、「判断」を「認定」に、同条第1項第1号中「報告」を「申請」に、同条第1項第2号中「報告」を「申請」に改め、同条第1項中「第5条の規定により」の次に「指導改善」を加える。

平成20年8月1日熊本県告示第706号(熊本県中小企業高度化資金貸付要項の一部を改正する要項)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
5	34	承認高度化等円滑化計画、第24条第2項	承認高度化等円滑化計画第24条第2項
	38	別記第11号様式及び第12号様式を次のように改める。	別記第11号様式を次のように改め、第12号様式を削る。
6	19	11 その他県が要求する資料 別記第12号様式削除	11 その他県が要求する資料